

り災証明交付事務実施要綱

令和3年8月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災によって生じた焼き損害、消火損害、爆発損害を消防機関が確認したものについて、り災証明申請書(火災調査実施要綱様式第11号)が提出される場合の、り災証明事務を行うに必要な事項を定めるものとする。

(り災証明の証明者)

第2条 り災証明の証明者は、火災の発生した地域を管轄する消防署長とし、り災証明書(火災調査実施要綱様式第12号)により証明するものとする。

(り災証明の申請者)

第3条 り災証明の申請者は、り災建物(物件)の所有者、管理者、占有者(以下「所有者等」という。)、担保権者、保険契約者、その他消防署長が適当と認める者とし、次のとおりとする。

- (1) 所有者等の申請者が申請し、親族(配偶者、同居親族及び血族二親等に限る。)が持参する場合は、委任状を不要とする。なお、親族が持参することを事前に確認しておくこと。
- (2) り災建物の同居親族又は同居人(以下「同居親族等」という。)が証明書を必要とする場合、同居親族等は、り災建物の所有者等に該当するので、同居親族等本人が申請することができる。
- (3) 「その他消防署長が適当と認める者」とは、次に掲げる者とする。
 - ア 保険金受取人
 - イ 申請者となるべき者が死亡し、又は負傷したことにより、申請することができない場合の親族
 - ウ 独り暮らしの老人等が被害を受けたことにより、申請することができない場合の親族
 - エ そのほか前アからウに規定する者と同様であると消防署長が認める者

(り災証明書申請)

第4条 り災証明書の申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 申請者の確認は、面識があるなど、明らかな場合を除き、運転免許証、旅券、個人番号カード、健康保険の被保険者証、その他申請者であることを実施機関が確認できるもので行う。
- (2) 代理人による申請の場合は、委任状を提出させるものとする。代理人が提出するり災証明申請書の申請者欄は、証明を求めている本人の住所、氏名を記入するものとする。代理人の本人確認は、前項の本人申請の場合と同様とする。
- (3) 申請者が記載することができない場合は、申請者の依頼に基づき、証明事務担当者が代筆することができるものとする。

(り災証明書の証明内容)

第5条 り災証明書の記載は、次のとおりとする。

- (1) り災日時欄は、出火日時とする。ただし、出火日時不明の場合は覚知日時とする。
- (2) り災場所欄は、住所を記入すること。住居表示地域については、住居表示の住所を記入すること。ただし、建物滅失登記又は固定資産減免申請の場合で登記後に住居表示された場合については、現在の住所を記入し下段にかっこ書きで住居表示前の住所を記入すること。
- (3) り災の状況欄は、構造、階数等、消防署が確認した被害の状況を「り災証明書の記載例」を参考に記入すること。

(り災証明書作成時の留意事項)

第6条 り災証明書作成時の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) り災証明は、実況見分の終了後に、火災損害申告書（火災調査実施要綱様式第9号）を受け付けたあとに発行するものとする。ただし、火災発生後から時間経過がある場合は、前記の実況見分に合わせて、焼損物や写真等でり災状況を確認するものとする。
- (2) 個々の収容物等については、調査員が現認し、かつ火災損害申告書が提出された場合に交付することができる。なお、火災損害申告書の内容が、調査した内容と著しく異なる場合は、質問等によりその矛盾を明らかにし、訂正を求めたあとに受理すること。

- (3) 焼損程度及びり災程度、火元、類焼の別、火災の原因については、証明しないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

り災証明書に記載例

焼損床面積で表示できる場合

「火災により〇〇造〇〇建〇棟〇〇平方メートルの建物のうち〇〇平方メートルが燃えた。」

焼損表面積で表現できる場合

「火災により〇〇造〇〇建〇棟〇〇平方メートルの建物のうち壁体（又は天井等）〇〇平方メートルが燃えた。」

焼損床面積と焼損表面積が表示できる場合

「火災により〇〇造〇〇建〇棟〇〇平方メートルの建物のうち〇〇平方メートル及び壁体（又は天井等）〇〇平方メートルが燃えた。」

焼損部分がない場合

「火災により〇〇造〇〇建〇棟〇〇平方メートルの建物のうち〇〇平方メートル（又は壁体・天井等〇〇平方メートル）が水にぬれた（又は汚れた。）。」

焼損部分と水損等の部分がある場合

「火災により〇〇造〇〇建〇棟〇〇平方メートルの建物のうち〇〇平方メートル（又は壁体・天井等〇〇平方メートル）が燃え、〇〇平方メートル（又は壁体・天井等〇〇平方メートル）が水にぬれた（又は汚れた。）。」

爆発による破損等のり災のみの場合

「爆発により〇〇〇〇が壊れた。」

確認できる収容物の場合

「火災（又は爆発等）により〇〇が燃えた（又は壊れた。水にぬれた。）。」

車両の場合

「火災（又は爆発等）により自動車〇台が燃えた（又は壊れた。）。」